

別 府 市
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和2年4月

目次

I	はじめに	1
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	取組の経緯	1
3	対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症	2
II	新型インフルエンザ等対策の基本的な方針	3
1	対策の目的及び基本的な戦略	3
2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
III	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	7
1	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	7
2	新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	9
IV	対策推進のための役割分担	9
V	市行動計画の主要項目	11
(1)	危機管理組織（実施体制）	11
(2)	サーベイランス	12
(3)	情報収集・提供・共有	13
(4)	予防・まん延防止	14
(5)	医療	17
(6)	市民生活及び地域経済の安定の確保	18
VI	発生段階	19
VII	各段階における対策	21
	未発生期	22
(1)	危機管理組織（実施体制）	22
(2)	サーベイランス	22
(3)	情報収集・提供・共有	23
(4)	予防・まん延防止	23
(5)	医療	25
(6)	市民生活及び地域経済の安定の確保	25
	海外発生期	26
(1)	危機管理組織（実施体制）	26

(2) サーベイランス	2 7
(3) 情報収集・提供・共有	2 7
(4) 予防・まん延防止	2 7
(5) 医療	2 8
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	2 9
国内発生早期（県内未発定期）	3 0
(1) 危機管理組織（実施体制）	3 1
(2) サーベイランス	3 1
(3) 情報収集・提供・共有	3 2
(4) 予防・まん延防止	3 3
(5) 医療	3 4
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	3 4
県内発生早期	3 5
(1) 危機管理組織（実施体制）	3 5
(2) サーベイランス	3 6
(3) 情報収集・提供・共有	3 6
(4) 予防・まん延防止	3 7
(5) 医療	3 9
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	3 9
県内感染期	4 1
(1) 危機管理組織（実施体制）	4 2
(2) サーベイランス	4 2
(3) 情報収集・提供・共有	4 2
(4) 予防・まん延防止	4 3
(5) 医療	4 4
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	4 4
小康期	4 7
(1) 危機管理組織（実施体制）	4 7
(2) サーベイランス	4 8
(3) 情報収集・提供・共有	4 8
(4) 予防・まん延防止	4 8
(5) 医療	4 9
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	4 9

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生するものである。ほとんどの人が新型に対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症には、感染力の強さから「新型インフルエンザ」と同様に社会的影響が大きな感染症が発生する可能性もある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

国は、これまでの経験を踏まえ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成 24 年（2012 年）5 月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）を制定し、平成 25 年（2013 年）4 月に施行した。

この法律は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年（2005 年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成 20 年（2008 年）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年（2009 年）2 月に行動計画を改定した。同年 4 月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人が罹り患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性

が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実現性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成24年(2012年)5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として特措法が制定されるに至った。

別府市(以下、「市」という)では、国や県の行動計画やガイドライン、マニュアルを踏まえ、平成20年8月に「別府市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

国において、平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、平成25年6月に「大分県新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)が、県においては特措法第7条に基づき、平成25年10月「大分県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)が改訂された。これらを踏まえ、市は、新型インフルエンザ等発生時の危機管理に対応するべく、市が既に策定してきた「別府市新型インフルエンザ対策行動計画」を改訂し、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を含めた、特措法第8条に基づく市町村行動計画として「別府市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を改訂し、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針を示すものとする。

3 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する措置等を示しており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要が

あり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、本市は、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

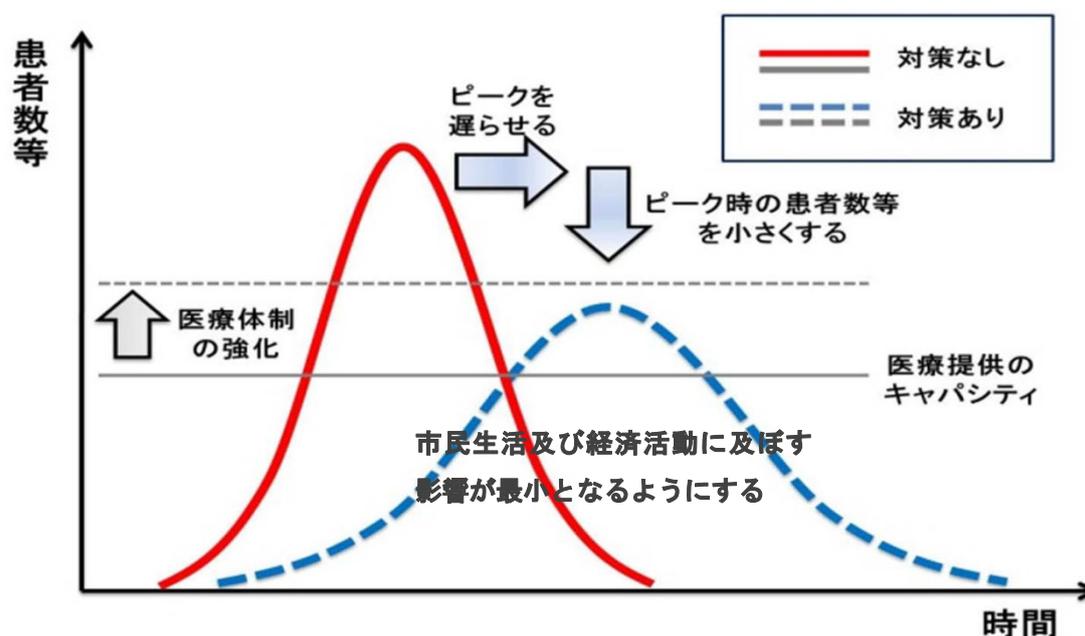
Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

1 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、更には市内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の許容量を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、県と連携して対策を講じていく。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の許容量を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは大きなリスクを背負うことになりかねない。

このため、市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画及び県行動計画では、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととしており、市行動計画においても同様の観点を踏まえた対策を講じることとする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択する。

- 発生前の段階では、市民に対する啓発、事業所の業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
 新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。
- 県内発生当初の段階では、病原性に応じては、県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等に必要に応じて協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策を講ずる。
- 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小もしくは中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 市内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、想定どおりには進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、臨機応変に対処していく必要がある。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、市が大分県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、個人による感染対策や各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての個人や事業者が自発的に感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

そのため、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生前及び発生時には、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画、市行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

i 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重し、県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等の周知を行う場合、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

ii 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

iii 関係機関相互の連携協力の確保

別府市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

新型インフルエンザ等対策に関し広域での対応が必要な場合は、市対策本部長から県対策本部長に対し総合的な調整を要請する。

iv 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施にかかる記録を作成、保存し、公表する。

Ⅲ 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定にあたっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も下回る事態もあり得るということを念頭において対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、出現したウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態等宿主側の要因、医療環境や社会環境など多くの要素に左右される。また、その病原性も様々で、発生時期を含め、事前に予測することは不可能である。

国及び県の行動計画では、全人口の 25%が新型インフルエンザにり患すると想定し、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行っている。

市における流行規模の想定にあたっては、国及び県行動計画で示された数値を元に推計を行った。

《想 定》

- ・全人口の25%が新型インフルエンザにり患
- ・過去に世界で大流行したインフルエンザにより、中等度を致命率0.53%（アジアインフルエンザ等のデータ）、重度を致命率2.0%（スペインインフルエンザのデータ）と想定
- ・入院患者数、死亡者数は、医療機関受診患者数の推計の上限値を基として推計

	全国		大分県		別府市	
医療機関 受診患者数	1,300万人～ 2,500万人		12万人～23万人		12,300人～ 23,600人	
入院患者数	中等度	重 度	中等度	重 度	中等度	重 度
	53万人	200万人	5,000人	19,000人	500人	1,900人
死亡者数	中等度	重 度	中等度	重 度	中等度	重 度
	17万人	64万人	1,600人	6,000人	200人	600人

これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある、また被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされたところである。

そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響には多くの議論があるが、以下のような影響が想定される。

- 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もっても5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

IV 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進やWHOその他の国際機関等との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

そのうえで、国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で特措法第18条の規定により基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

2 地方公共団体の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国が示す基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

① 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

② 市

市は、市民に最も近い基礎自治体であり、市民、事業者への正確かつ迅速な情報提供、市民に対するワクチンの接種や新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援に關し、国が示す基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

特に、本市の地域特性を勘案し、観光客、留学生等へのきめ細かな情報提供や、的確な要援護者対策及び風評被害対策を実施するに当たり、新型インフルエンザ等の発生前から関係機関や関係団体との情報の共有及び連携を図っておく。

また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村（隣県も含む）、関係機関・団体との緊密な連携を図る必要がある。

3 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等患者への医療を提供するという重要な役割を担うことから、医師会等を通じて県や市等と緊密に連携し、発生前から、新型インフルエンザ等対策の準備を進めることが求められる。

4 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても、最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

6 一般事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底に努める(特措法第4条第1項・第2項)。

7 市民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報やとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策の実施に努める(特措法第4条第1項)。

V 市行動計画の主要項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」こと及び「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。」ことを達成するための具体的な対策を、「(1) 危機管理組織(実施体制)」、「(2) サーベイランス」、「(3) 情報収集・提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保」の6項目に分けて記載する。各項目における基本的な考え方や内容は次のとおりである。

(1) 危機管理組織(実施体制)

新型インフルエンザ等が発生する前においては、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、庁内一体となった取り組みを推進する。

庁内各部局においては、県や関係機関等との連携を強化し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合は、別府市長を会長とする別府市感染症健康危機管理対策連絡会議(以下「市対策連絡会議」という。)を開催

し、市内発生に備えた総合的な対策の立案、関係機関との連絡調整、情報の提供などを行う。

緊急事態宣言が発令されたときは、特措法および別府市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年条例第 3 号）に基づき、速やかに市長を本部長とする市対策本部を設置する。

また、必要に応じて市長が必要と認めた場合は市対策本部を設置することができる。必要に応じて設置する市対策本部の組織等については、特措法及び条例等に準ずるものとする。

別府市感染症健康危機管理対策連絡会議		別府市新型インフルエンザ等対策本部		
構成	会長	市長	本部長	市長
	副会長	副市長	副本部長	副市長、教育長
	委員	教育長、上下水道企業管理者及び各関係部長	共創戦略対策部長 (本部室長)	共創戦略室長
			総務対策部長	総務部長、総務部参事
			企画対策部長	企画部長
			観光戦略対策部長	観光戦略部長
			経済産業対策部長	経済産業部長、公営事業部長
			生活環境対策部長	生活環境部長
			福祉保健対策部長	福祉共生部長、いきいき健幸部長
			建設対策部長	建設部長
			教育対策部長	教育部長
			議会対策部長	議会事務局長
			消防対策部長	消防長
水道対策部長	上下水道企業管理者			
広域圏対策部長	広域圏事務局長			

(2) サーベイランス

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

市は、県が実施するサーベイランスが的確に行なわれるように、新感染症が発生した場合は、県と連携して公立学校等におけるサーベイランスを行う。

(3) 情報収集・提供・共有

● 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、対策を円滑に推進するためには、医療機関、事業者、市民等が、各々の役割を認識し、正確な知識に基づき適切に行動することが必要であることから、対策のすべての段階、分野において、必要な情報を収集・提供し、関係機関との情報共有に努める。なお、情報の提供に当たっては、受け取り手の反応にも十分留意する。

● 情報収集

国や県等の感染症情報を活用し、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

● 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、高齢者や障害者、観光客、留学生など情報が届きにくい人にも配慮し、受け取り手に応じた情報提供のため多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できるだけ迅速に情報提供を行う。

● 発生前における情報提供

新型インフルエンザ等の発生前においても、予防及びまん延防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図ることが、実際に発生したときに市民等に正しく行動してもらうためには必要である。

特に、児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健衛生関係課や教育委員会と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧な情報提供に努める。

● 発生時における情報提供

新型インフルエンザの発生時には、発生段階に応じて、海外や国内、県内の発生状況、対策の実施状況等について、特に対策の決定プロセスや、対策を行う理由等を明確にししながら、個人のプライバシーや人権に配慮しつつ、迅速に正確な情報を市民に提供する。

市民等から寄せられる新型インフルエンザ等に関する相談については、専用の相談窓口を設けて対応し、県が設置するコールセンターも活用する。

● 情報提供体制

情報提供にあたっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

(4) 予防・まん延防止

● 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

● 主なまん延防止対策

発生早期（国内・県内）以降、新型インフルエンザ等がまん延するまでの期間は、マスクの着用や咳エチケット、手洗い、うがいなどの個人における基本的な感染対策を行うよう広く要請する。

学校、保育施設、事業所等においても、個人における対策のほか季節性インフルエンザ対策として実施されている職場における感染対策を徹底して行うことが求められる。

また、観光客の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ発生時における観光客への正確な情報の提供に努めるなど、県と連携し取組を進める。

緊急事態宣言がなされ、県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等を行った場合には、市民等へ迅速に周知徹底を図る。

● 予防接種

〈1〉ワクチン

ワクチン接種は、個人の発症や重症化を防ぐとともに、医療機関への受診者を減少させ医療体制への負荷を軽減することから、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンには、発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造される「プレパンデミックワクチン」と、新型インフルエンザの発生後に、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造される「パンデミックワクチン」の2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

〈2〉特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が必要と認める時に、住民接種に先立って、臨時に行われる予防接種をいう。

a) 対象者

特定接種の対象者は、

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって一定の基準に基づき厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

とされ、対象者に関する基本的な考え方等が政府行動計画において示されている。なお、特定接種の対象となる登録事業者や公務員は、政府行動計画のとおりとなる。

特定接種は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉業者を含む）、④それ以外の事業者の順とすることが基本とされている。

政府行動計画において上記のような基本的な考え方が整理されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針やそ

の際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定することとされている。

b) 接種体制

前記①及び②のうちの新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することになるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

c) 広報・相談

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

〈3〉住民接種

a) 対象者等

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の対象者については、政府行動計画等に基づき、次の4つの群に分類されており、接種順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

○ 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

○ 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)

○ 成人・若年者

○ 高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

b) 接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施するため、国及び県の支援を受け、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

c) 広報・相談

市は、住民接種の実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。

(5) 医療

● 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、併せて市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、市内の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

● 発生前における医療体制の整備

二次医療圏等の圏域を単位とし県保健所が開催する地域健康危機管理連絡会議への参加や、地域の関係者と密接に連携を図りながら、新型インフルエンザ等の発生時における地域の医療体制の確保に向けて県と連携を図り進める。

● 発生時における医療体制の維持・確保

県内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは、各地域に新型インフルエンザの医療に特化した「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、県が帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、市は、県が事前に行う活用計画の策定に協力する。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市と県の連携だけでなく、医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

（６）市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民がり患し、本人や家族のり患により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の生活を維持することができなくなるおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活への影響を最小限とできるように、各行政機関や各医療機関、各事業者において事前に準備を行うことが重要である。

● 生活関連物資の適正な流通の確保

市民生活の維持に必要な生活関連物資の価格高騰、買占め、売り惜しみ等が生じることのないよう、市は県と連携し必要な調査や監視を行う。

● 要援護者への生活支援

高齢者世帯、障がい者世帯など、新型インフルエンザ等の流行により、孤立し、生活に支障をきたすおそれがある世帯への具体的な支援体制の整備を進める。

● 埋葬・火葬の円滑な実施

病原性の高い新型インフルエンザ等が流行した場合、死亡者数が通常の火葬能力を超えることが予想され、その結果、火葬に付すことができない遺体の対応が、公衆衛生上大きな問題となるおそれがある。

このため、本市は、火葬や緊急時の遺体の一時安置等が可能な限り円滑に実施されるよう、県や他の市町及び一部事務組合等と連携し、対応する。

● 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等の発生に備えて、市は新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄を行う。

● 風評被害対策

本市の国際観光温泉文化都市としての地域特性を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の風評被害対策については、観光関連団体等との緊急連絡網を整備して綿密に連携を図る等、日頃から十分な備えを行っておくとともに、新型インフルエンザ等対策を含む様々な安全安心の取組を国内外の観光旅行者に向けて積極的にPRしていくことが重要である。

VI 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

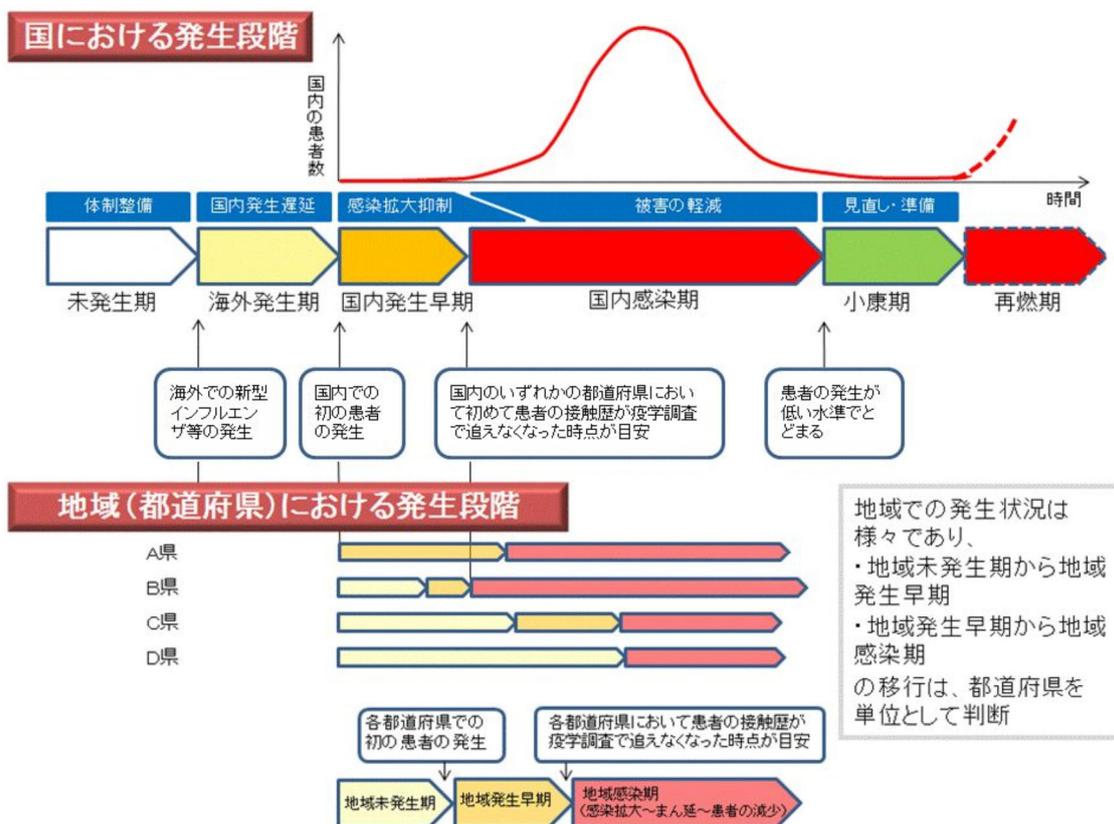
市行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内（県内）での発生、まん延期を迎え、小康状態に至るまでを、県の発生段階を踏まえ、未発定期、海外発定期、国内発生早期（県内未発定期）～県内発生早期、県内感染期、小康期の6つの段階に分類した。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がなされた場合には、県・市内未発定期であっても、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な要請をすることなど、対策の内容も変化するということが留意が必要である。

〈国と県が定める発生段階の対応表〉

国発生段階	状態	県発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期 (国内未発生期)	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内未発生期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

〈国及び県における発生段階〉



Ⅶ 各段階における対策

以下、次のページから発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」及び県の対処方針を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

◆未発生期

想定状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
対策の目的	1) 発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。
対策の考え方	<p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国及び県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</p> <p>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び関係者全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</p>

(1) 危機管理組織（実施体制）

(1)-1 市行動計画の作成

- 特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を策定し、必要に応じて見直していく。

(1)-2 体制の整備及び連携強化

- 新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等新型インフルエンザ等対策に必要な体制、参集基準、連絡手段等を整備する。
- 国、県、関係団体等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(2) サーベイランス

(2)-1 通常のサーベイランス

- 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校

閉鎖等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

(2)-2 調査研究

- 新型インフルエンザ等の市内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国及び県との連携等の体制整備を図る。

(3) 情報収集・提供・共有

(3)-1 情報収集

- 国及び県等が提供する新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

(3)-2 継続的な情報提供

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や、発生した場合の対策について、継続的にわかりやすい情報提供を行う。
- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染症対策の普及を図る。

(3)-3 体制整備等

- 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供を行うため、提供内容や広報媒体についてあらかじめ想定できるものは決定しておく。
- 一元的な情報提供を行うための庁内体制を整備する。
- 情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- 県や他市町村、関係各機関等と、メールや電話を活用して緊急に情報を提供・共有できる体制を整備する。
- 新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるため、市民相談窓口を設置する準備を進める。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 対策実施のための準備

〈1〉個人における対策の普及

- 市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避

ける等の基本的な感染予防対策の普及を図る。

- 自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡して指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染予防対策について、理解促進を図る。
- 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請等のまん延防止策について周知し、市民の理解促進を図る。

〈2〉地域対策及び職場対策の周知

- 新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る、個人における対策のほか、インフルエンザ様症状の認められた従業員の健康観察や受診勧奨等の職場における季節性インフルエンザの感染対策について周知を図るための準備を行う。新型インフルエンザ等緊急事態における学校・保育施設等の臨時休業、集会の自粛等の施設の使用制限の要請等の対策について情報提供を行うための準備を行う。

(4)-2 予防接種

〈1〉特定接種を行う事業者の登録

- 国が行う登録作業に係る周知、登録申請等に協力する。また、特定接種の対象となる本市職員等（以下「対象市職員」という。）を把握する。

〈2〉特定接種体制の構築

- 国の要請を受け、対象市職員に対する集団接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう、接種体制を構築する

〈3〉住民接種体制の構築

- 県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町以外の市町における本市民の接種を可能にするよう努める。
- 速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知、予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

〈4〉 情報提供

- 新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(5) 医療

(5)-1 地域医療体制の整備

- 県と連携を図るとともに、医師会、薬剤師会、歯科医師会、医療機関、薬局、消防等の関係者と密接に連携をとり、市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

(6)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援の準備

- 県と連携し、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(6)-2 火葬能力等の把握

- 市は、火葬場の火葬能力について別杵速見地域広域市町村圏事務組合等と把握・検討を行い、一時的に遺体を安置できる施設等について県と情報共有を図る。

(6)-3 物資及び資材の備蓄等

- 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行う。

◆海外発生期

<p>想定状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況が想定される。
<p>対策の目的</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 市内発生に備えて全庁的な体制整備を行う。 2) 海外発生に関する情報を収集し、市民等に対する的確な情報提供を行う。
<p>対策の考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、国や県と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 市内で発生した場合に早期に発見できるよう、国・県が実施するサーベイランスに協力し、情報収集体制を強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市民に準備を促す。

(1) 危機管理組織（実施体制）

(1)-1 体制の強化等

- 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、市対策連絡会議を開催して、情報の集約・共有・分析を行う。
- 市は、海外において発生した新型インフルエンザ等の症状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる場合には、県と連携して、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

(2) サーベイランス

(2)-1 サーベイランスの強化等

- 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(3) 情報収集・提供・共有

(3)-1 情報収集

- 海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関(WHO、OIEE等)、厚生労働省、国立感染症研究所の発表やインターネット等を活用し、情報収集を行う。

(3)-2 情報提供

- 市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、本市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- 市民から相談窓口寄せられる問い合わせ、国、県、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する
- 市内に在住する外国人や観光客に対しても注意喚起、情報提供をする。

(3)-3 情報共有

- 市は、国、県、関係機関等との双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、対策の理由、プロセス等の情報の共有をメール等により行う。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 市内でのまん延防止策の準備

- 市民、市内の事業所・福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤、自らがり患した場合の対応等の基本的な感染予防対策を実践するよう促す。

- 病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- 市が所管する施設（学校、保育所、福祉施設等）の管理者は、手洗い・うがい・マスクの着用、咳エチケット等を勧奨するとともに、施設に手指消毒剤を設置する等の感染対策を行う。また、幼稚園児・保育園児、また児童・生徒が体調不良となった時は、早めに休むよう呼びかける。特に、発熱の症状がある場合は、園内等での感染拡大を防止するため登園・登校をしないよう理解と協力を求めておく。
- 市内在住の外国人や外国人観光客に対応する新型インフルエンザ等感染予防対策を行う。また、旅館ホテル等宿泊施設及び観光施設関係へ観光客に対する感染予防の周知を要請する。

(4)-2 予防接種

〈1〉特定接種

- 国が示す方針に基づき、医師会等と連携して、対象市職員に対し、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

〈2〉住民接種

- 発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえて国が決定する予防接種法の法的位置付け等について確認し、集団的接種を行うことを原則として、事前に定めておいた接種体制に基づき、具体的な準備を進める。

〈3〉情報提供

- ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(5) 医療

(5)-1 医療機関等への情報提供

- 県が設置する帰国者・接触者相談センターの設置箇所等について把握し、情報提供する。
- 市は、医療機関等への情報提供について、県の要請に応じ、適宜協力する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

(6)-1 市民への対応

- 市民からの問い合わせに対応するとともに、流行期に適切な情報提供ができるよう電話相談窓口の設置について体制を整える。

(6)-2 要援護者対策

- 新型インフルエンザ等が発生した場合、要援護者への支援が速やかに行えるよう準備を進める。

(6)-3 遺体の火葬・安置等

- 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

◆国内発生早期（県内未発生期）

<p>想定状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・国内でも、都道府県によって状況が異なる場合がある。 ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
<p>対策の目的</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 海外発生期に引き続き、市内発生に備え全庁的な体制を維持する。 2) 国内外の発生に関する情報を収集し、市民等に対する的確な情報提供を行う。
<p>対策の考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、県と連携の下で、国内外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 市内発生した場合に早期に発見できるよう、県が行うサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。 4) 国内外の発生状況についての的確な情報提供を行い注意喚起する。市内発生に備え、市民に対し対策について準備を促す。

(1) 危機管理組織（実施体制）

(1)-1 体制強化等

- 国内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、必要に応じて市対策連絡会議を開催して、情報の集約・共有・分析を行い、全庁的な対策を強化する。

(1)-2 緊急事態宣言の措置

1) 緊急事態宣言

- ① 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。
- ② 緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。
- ③ 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも十分留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

2) 緊急事態宣言がなされている場合

市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置し、市行動計画に基づき対策を実施する。

(2) サーベイランス

(2)-1 サーベイランスの強化等

- 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(3) 情報収集・提供・共有

(3)-1 情報収集

- WHO、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表やインターネット等を活用し、国内・海外での新型インフルエンザ等の発生状況等、必要な情報を収集する。

(3)-2 情報提供

- 国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。
- 市民に対して、国内外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策に係る情報を適切に提供する。
- 市民から新型インフルエンザ等電話相談窓口寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関が必要としている情報を把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- 観光客の安全・安心を確保するため、観光関係団体、観光事業者への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ等発生時における観光客への正確な情報の提供に努める。

(3)-3 情報共有

- 国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。
- 県、医師会等の関係機関と適宜、新型インフルエンザ等対策に関する情報交換や情報共有、協議を行う。

(3)-4 新型インフルエンザ等電話相談窓口の体制充実・強化

- 県からの要請を踏まえ、国が作成する状況の変化に応じたQ & Aの改訂

版等を活用するなど、新型インフルエンザ等電話相談窓口の充実・強化を図る。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 市内でのまん延防止策の準備

- 海外発生期に引き続き、マスク着用・咳エチケット、手洗い、うがい、人混みをさけること、自らがり患した場合の対応等の基本的な感染予防対策、拡大防止策を徹底するよう周知する。
- 市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や宿泊施設、また多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう関係機関へ要請する。

(4)-2 予防接種

〈1〉特定接種

- 国が示す方針に基づき、医師会等と連携して、対象市職員に対し、集団接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

〈2〉住民接種

- 国が住民接種の実施及び接種順位を決定した場合、ワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、集団接種を行うことを基本として、迅速に住民接種を開始する。

〈3〉情報提供

- ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

[緊急事態宣言がなされている場合]

○住民接種

基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

○市民周知

県による不要不急の外出自粛要請及び施設の使用制限がなされた場合、市民への周知を行う。

(5) 医療

(5)-1 医療機関等への情報提供

- 市は、引き続き、国や県から収集した新型インフルエンザ等の情報について、医療機関等に迅速に提供するなど、医療機関等と連携・協力する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

(6)-1 市民への対応

- 市民からの生活相談や市民サービスについての問い合わせに電話相談で対応する。

(6)-2 要援護者対策

- 新型インフルエンザ等が発生した場合、要援護者への支援が速やかに行えるよう、引き続き準備を進める。

(6)-3 遺体の火葬・安置等

- 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について最新の情報を把握するとともに、県と情報の共有を図る。

[緊急事態宣言がなされている場合]

[1] 生活関連物資等の価格の安定等

- 生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

[2] 水の安定供給

- 水道事業を継続するため、災害対策マニュアルに基づき、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

◆ 県内発生早期

<p>想定状況</p>	<p>・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p>
<p>対策の目的</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
<p>対策の考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。 2) 緊急事態宣言がなされた場合は、積極的な感染予防対策等を取る。 3) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりが取るべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 4) 市内感染期への移行に備えて、市民生活および地域経済の安定の確保のため、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 危機管理組織（実施体制）

(1)-1 対策本部

- 県内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、国や県からの情報の収集・共有を図るとともに、速やかに、市対策本部会議を開催し、具体的対応を検討する。
- 市対策本部は県対策本部と連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策を進める。

〔緊急事態宣言がなされている場合〕

市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに特措法及び本部条例に基づく対策本部に移行し、市行動計画に基づき、対策を実施する。

(2) サーベイランス

(2)-1 サーベイランスの強化等

- 県内未発生期に引き続き、学校等での集団発生の把握の強化をする。

(3) 情報収集・提供・共有

(3)-1 情報収集

- 引き続き、海外や国内での新型インフルエンザ等の発生状況などについて、国及び県等を通じて必要な情報を収集する。

(3)-2 情報提供

- 市民に対し、様々な媒体・機関を活用し、県内外での発生状況や市の対策などの情報について、わかりやすく提供する。
- 個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診の方法等）を周知する。
- 学校、保育施設等や職場での感染予防対策についての情報を適切に提供する。
- 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ内容、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。
- 市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、以後の情報提供に反映する。
- 県の要請に基づき、国が示すQ&Aの改訂版等を活用し、市民相談窓口等の体制を充実・強化する。
- 市内の宿泊施設を利用する観光客からの相談に応じる。

(3)-3 情報共有

- 市は、国、県、関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針、理由等の情報の迅速な伝達と地域の状況把握を行う。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 市内でのまん延防止策の準備

- 国内発生早期に引き続き、マスク着用・咳エチケット、手洗い、うがい、人混みをさけること、自らがり患した場合の対応等の基本的な感染予防対策、拡大防止策を徹底するよう周知する。
- ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等での感染対策の実施に資する目安を示すとともに、市内発生した場合の行事の自粛、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を検討し、又は学校の設置者に検討を要請する。

(4)-2 予防接種

〈1〉特定接種

- 市は、医師会と連携し、ワクチン供給に応じて対象市職員に対し、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により行う特定接種を進める。また、登録事業者が行う特定接種に協力する。

〈2〉住民接種

- 国が住民接種の実施及び接種順位を決定した場合、ワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、集団接種を行うことを基本として、迅速に住民接種を開始する。
- 市民に対し接種に関する情報提供を行う。
- 接種の実施にあたり、県及び医師会と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保して、集団接種や妊婦等に対する個別接種等、接種対象者に応じた接種を行う。

[緊急事態宣言がなされている場合]

(1) 県における措置

本県が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、県は、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じ、市はこれに適宜協力する。

- 特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定め、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請すること。
- 特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行うこと。
- 特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うこと。また、特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行うこと。

(2) 市における措置

本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

- 県が、本市の区域を対象として特措法第 45 条第 1 項に基づく住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。
- 県が、特措法第 45 条第 2 項に基づく学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、市は、関係機関等と連携して、迅速に周知徹底を図る。
- 市は、住民接種については、国の基本的方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

(5)-1 医療機関等への情報提供

- 市は、医療機関等への新型インフルエンザの診断・治療に資する情報提供について、県の要請に応じ、適宜協力する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

(6)-1 市民への対応

- 生活相談や市民サービスについての問い合わせに電話相談窓口で対応する。
- 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

(6)-2 要援護者への生活支援

- 高齢者世帯、障がい者世帯等（新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障をきたすおそれがある世帯）への生活支援を必要に応じて行う。

(6)-3 埋火葬の円滑な実施

- 火葬能力について最新の情報を把握するとともに、県と情報の共有を図る。
- 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

[緊急事態宣言がなされている場合]

本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

(1) 水の安定供給

- 水道事業者である市は、市行動計画又は災害対策マニュアルで定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

- 市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

◆県内感染期

<p>想定状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・感染拡大からまん延、患者の減少にいたる時期を含む。
<p>対策の目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活への影響を最小限に抑える。
<p>対策の考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じて、一部のまん延防止策を実施し、感染拡大をできるだけ抑えるよう努める。 2) 状況に応じた医療体制や感染予防対策、ワクチン接種、社会状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。 5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 危機管理組織（実施体制）

(1)-1 対策本部

- 市は、県内・市内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、国や県からの情報の収集・共有を図るとともに、速やかに、市対策本部会議を開催し、必要な対策・措置や具体的な取組を準備・実施する。
- 市対策本部は県現地対策本部と連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策を進める。

[大分県が緊急事態宣言区域に指定されている場合]

- 市は、速やかに市対策本部を設置する。
- 緊急事態宣言の区域に指定された市が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条および第39条の規定に基づき他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) サーベイランス

(2)-1 サーベイランスの強化等

- 市は、県内発生早期に引き続き、学校等での集団発生の把握の強化をすすめる。

(3) 情報収集・提供・共有

(3)-1 情報収集

- 市は、引き続き、海外や国内での新型インフルエンザ等の発生状況などについて、国及び県等を通じて必要な情報を収集する。

(3)-2 情報提供

- 市は、引き続き、市民に対して、様々な媒体・機関を活用し、国内外での発生状況や市の対策などの情報について、わかりやすく提供する。
- 個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、個人レベルでの感

染予防対策や、り患した場合の対応（受診の方法等）を周知する。

- 学校、保育施設等や職場での感染予防対策についての情報を適切に提供する。
- 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ内容、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、以後の情報提供に反映する。
- 国が示すQ&Aの改訂版等を活用し、市民相談窓口等の体制を継続する。
- 市内の宿泊施設を利用する観光客からの相談に応じる。
- 市内に居住する外国人に対し、情報を提供する。また、外国人からの一般的な問い合わせに答える。

(3)-3 情報共有

- 市は、国、県、関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、流行や対策の状況を的確に把握する。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 市内での感染拡大防止

- 市民、事業所、福祉施設等に対して、マスク着用・咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染予防対策等を強く勧奨する。
- 県等と連携し、学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施されうることについて周知を図り、理解を得る。

(4)-2 予防接種（住民接種）

- 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

[緊急事態宣言がなされている場合の措置]

本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

市は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

(5)-1 患者への対応等

- この段階では、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターが中止され、また、感染症法に基づく患者の入院措置も中止されることに伴い、原則として一般の医療機関で新型インフルエンザ等の患者の診察が行われることを、県の要請に基づき、市民等に周知を図る。
- 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅での療養を要請するよう、県と協力して関係機関に周知する。

(5)-2 在宅で療養する患者への支援

- 県及び国と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への搬送）や、自宅で死亡した患者への対応を行う。

[緊急事態宣言がなされている場合の措置]

本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、県が必要に応じて行う医療対策等に関し、適宜協力する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

(6)-1 市民への対応

- 生活相談や市民サービスについての問い合わせに電話相談窓口で対応する。
- 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

(6)-2 要援護者への生活支援

- 高齢者世帯、障がい者世帯等（新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障をきたすおそれがある世帯）について、医療機関等から要請があった場合には、引き続き県等と連携し、必要な生活支援（安否確認、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）を行う。

(6)-3 埋火葬の円滑な実施

- 可能な限り火葬炉を稼働させるようにする。
- 市は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

市は、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超える旨の連絡が別杵速見地域広域市町村圏事務組合よりあった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。

市は、万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずる。

[緊急事態宣言がなされている場合の措置]

本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

(1) 水の安定供給

- 水道事業者である市は、市行動計画又は災害対策マニュアルで定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

- 市民生活及び地域経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図る。
- 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、県と連携し、適切な処置を講ずる。

(3) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- 市は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(4) 埋葬・火葬の特例等

- 市は、別杵速見地域広域市町村圏事務組合に対し、日出町、杵築市とともに可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請をする。
- 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- 市は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

◆小康期

想定状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・大流行はいったん終息している状態。
対策の目的	1) 市民生活の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 危機管理組織（実施体制）

(1)-1 対策本部の解散及び対策の評価・見直し

- 市は、国の新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（以下「緊急事態解除宣言」という。）がなされた時は、市対策本部を解散する。
- 市対策本部解散後は健康危機管理連絡会議を設置し、流行の第二波に備える。
- 国の緊急事態解除宣言の後、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画等の見直しを行う。

(2) サーベイランス

(2)-1 サーベイランス

- 市は、再流行を早期に探知するため、必要に応じ、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

(3) 情報収集・提供・共有

(3)-1 情報収集

- 国・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、引き続き国や県を通じて必要な情報を収集する。

(3)-2 情報提供

- 市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- 市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、県や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 予防接種

- 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

[緊急事態宣言がなされている場合の措置]

市は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

(5) 医療

(5)-1 医療体制

- 市は、県が行う新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制への移行に必要な応じ協力する。

[緊急事態宣言がなされている場合の措置]

市は、必要な応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

(6)-1 市民への呼びかけ

- 必要な応じ、引き続き市民に対し、食料品、生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

(6)-2 要援護者対策

- 市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き県等と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

(6)-3 風評被害対策

- 市は、状況を踏まえ、本市内への旅行が安全であることを発信するために「安全宣言」を行い、広くPRするとともに、観光関連業界等と連携し、観光需要の早期回復に向けた効果的な誘客事業を実施する。

[緊急事態宣言がなされている場合の措置]

市は、県と連携し、市内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

別府市新型インフルエンザ等対策行動計画

策定 平成 20 年 8 月

改訂 平成 27 年 3 月

改訂 令和 2 年 4 月